

議案第 17 号

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第137号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第4条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。 (1)～(4) 略 (5) 他の条例によって医療費の給付(乳幼児医療費及び小中学生医療費の給付は除く。)を受けるとき。</p>	<p>(適用除外) 第4条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。 (1)～(4) 略 (5) 他の条例によって医療費の給付(乳幼児医療費及び小学生医療費の給付は除く。)を受けるとき。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。